Deloitte.

IFRS Global office
2013 年 3 月

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB による IFRS 第 11 号の限定的修正の提案

目次

・ はじめに
・ 提案内容
・ 発効日およびコメント期間

要点

- 本提案は、最終化されると、事業を構成する共同支配事業の持分を取得する場合、共同支配事業者は IFRS 第 3 号における企業結合会計の関連する原則を適用するように、IFRS 第 11 号を修正する。
- 本提案は、「既存の共同支配事業に対する持分の取得」と、「共同支配事業の形成時における持分の取得」の双方に適用される。
- 本提案は、本修正の発効日から、将来に向かって適用される。
- 本提案のコメント期限は、2013 年 4 月 23 日である。

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案 ED／2012／7「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS 第 11 号の修正案）」（以下、「ED」という）を公表した。本 ED は、共同支配事業の活動が事業を構成する場合、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」で定義されている共同支配事業に対する持分の取得についての共同事業者による会計処理のガイダンスを提案している。

見解

IASB のアウトリーチでは、本タイプの取引は採掘産業で普及していることが明らかになった。しかし、不動産、建設、自動車および通信を含む多くの業界においても、本提案の影響を受ける可能性がある。

提案内容

IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」も、IAS 第 31 号を置き換えた 2013 年 1 月 1 日発効の IFRS 第 11 号も、事業を構成する共同支配事業に対する持分の取得についての会計処理を明確に扱っていなかった。その結果、IASB は、会計処理、持に以下の事項に関して、多様性のある実務を識別した。

- 取得に関して支払ったプレミアム
- 繰延税金資産および負債
- 取得関連費用

この多様性に対処するため、IASB は IFRS 第 11 号の修正を提案している。

見解

修正案が発効する前に IAS 第 31 号が IFRS 第 11 号に置き換えられると思われることを考慮して、IASB は、強制適用されていた IAS 第 31 号を修正しないことを暫定的に決定した。

IFRS 第 11 号の修正

本 ED では、IFRS 第 3 号の事業の定義を満たす共同支配事業に対する持分の取得についての会計処理に、IFRS 第 3 号「企業結合」における企業結合会計の関連性のある原則の適用を提案している。企業結合会計についての原則には、以下を含む。

- 識別可能な資産および負債の公正価値での測定
- コストが発生しサービスを受け取った期間での取得関連費用の費用認識
- のれん以外の資産および負債の当初認識から生じる繰延税金の認識
- 識別可能な取得した資産および引き受けた負債に対する移転される対価の超過額ののれんとしての認識

さらに、IFRS 第 3 号および他の基準書における企業結合に関する開示要求についても適用される。

見解

IASB は、「事業の定義を満たす共同支配事業に対する持分の取得」は、取得企業が支配を有していないため、IFRS 第 3 号の適用範囲内の企業結合ではないことを認識している。しかし、IASB は企業結合の会計処理に関する原則を適用すべきであると考えている。

最終決定されると、本提案は、「既存の共同支配事業に対する持分の取得」だけでなく、「共同支配事業の形成時における持分の取得」にも適用される。しかしながら、本 ED は、共同支配事業の形成が事業の形成と同時に行われる場合の持分の会計処理を扱うことは意図していない。

見解

本 ED は、「共同支配事業に対する当初の持分の取得」にのみに本提案を適用すべきなのか、「事後の持分の取得」についても同様に適用すべきなのかについては、特定していない。

経過措置と IFRS 第 1 号の必然的修正

本 ED は、本修正の適用日以後の共同支配事業に対する持分の取得について、初度適用企業に同一の軽減措置を与えている IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を必然的に修正するとともに、本修正を将来に向かって適用することを提案している。

発効日およびコメント期間

本 ED は、発効日を規定していない。審議会は、ED について受領するコメントを検討した後に、発効日を決定する予定である。

本 ED のコメント期限は、2013 年 4 月 23 日である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.tohmatsu.com）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 ヵ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2013 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited